

陳述書（法人用）

高 砂 市 長 様

売却区分番号			
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	（該当する者〔※注意書6参照〕がいる場合にのみ□にチェックし、別紙を添付する。該当する者がいない場合に□にチェックしない。）		
	<input type="checkbox"/>	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
（陳述書作成日） 令和 年 月 日			
入札者（買受申込者）	代表者	法人の所在地	〒 —
		（フリガナ）	
		法人の名称	
		代表者氏名	
		役員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり
		電話番号	（ ） —

【注 意】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。（国税徴収法第189条）

陳述書（法人用）

高 砂 市 長 様

売却区分番号		070301	
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	<input type="checkbox"/>	（該当する者〔※注意書6参照する。該当する者がいない場合に 自己の計算において買受けの申出をする者〕は、別紙「自己の計算において買受けの申出をする者」を作成し、提出してください。	し、別紙を添付する者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をする者」記載のとおりです。この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
（陳述書作成日） 令和 年 月 日			
入札者（買受申込者）	代表者	法人の所在地	〒 — 商業登記簿上の住所を記載してください。
		（フリガナ）	氏名（名称）は、丁寧に記載し、フリガナをつけてください。
		法人の名称	
		代表者氏名	
		役員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり
		電話番号	（ —

【注 意】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）提出がない場合や記載に不備がある場合は、別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」を作成し、提出してください。また、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書）をあわせて提出してください。
- 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。（国税徴収法第189条）